

広島県告示第七百三十七号

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（平成二十年広島県告示第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第三条第二項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三十一条第一項各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第三条第一項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）並びに不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三十一条第一項各号に掲げる書類及び同条第二項の規定により送付を受けた書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和三年八月二十六日から施行する。